

令和元年度乙種防火管理講習実施要領

伊達地方消防組合消防本部

1 講習の目的

防火管理者として必要な資格を取得させるため、乙種防火管理講習を開催します。

2 講習の日時・場所・定員

- (1) 日時 令和元年8月23日(金)10時00分から16時30分まで
(受付時間は9時30分からとなります。)
- (2) 場所 福島県伊達市保原町大泉字大地内93番地1
伊達地方消防組合消防本部庁舎2階 多目的ホール
- (3) 定員 40名

3 受講対象者

資格等の制限はありません。

ただし、本講習の受講による資格取得が必要になるのは次に掲げる防火対象物に限られますので、ご注意ください。

- ① 病院、ホテル、店舗等は、収容人員が30人以上で、延べ面積が300㎡未満の防火対象物
- ② 学校、工場、共同住宅等は、収容人員が50人以上で、延べ面積が500㎡未満の防火対象物
- ③ ①又は②に記載する規模以上の建物で、その使用する部分の管理について権原が分かっているテナントの関係者(医院、店舗等のテナント部分の収容人員が30人未満又は事務所、共同住宅等のテナント部分の収容人員が50人未満の場合に限ります。)

4 受講申込方法等

- (1) 受付期間 令和元年7月8日(月)から令和元年8月9日(金)まで
(定員になり次第受付を締め切りますのでご注意ください。)
- (2) 申込方法等 受講申請書に必要事項を記入し、最寄りの消防署に提出してください。
※ 受講申請書は最寄りの消防署で配布するほか、伊達地方消防組合ホームページ(<http://www.date119.jp/>)からダウンロードすることもできます。
- (3) 受講費用(テキスト代として) **3,650円**
講習で使用するテキストは、伊達地方消防設備協会で斡旋します。講習当日の受付時に納入してください。テキストは講習会場で配布します。
なお、受付後の受講費用払い戻しは申し受けませんのでご了承ください。

5 講習修了資格

講習会の全過程を修了した受講者には、修了証を交付します。

6 その他

- (1) 筆記用具、昼食は各自用意してください。
- (2) 受講時間が不足する場合は修了証の交付ができないことがありますので、時間は厳守するようお願いします。
- (3) 車でお越しの方は、伊達地方消防組合の駐車場をご利用ください。
- (4) お問い合わせは下記の消防署までお願いします。

消防本部予防課	024-575-0181	中央消防署	024-575-4101
東分署	024-586-1254	西分署	024-582-3190
南分署	024-566-2145	北分署	024-577-1244